



UAゼンセン 政策ニュース

NEWS LETTER

No. 156
2025. 6. 24発行所 UAゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 発行人
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/> 永井幸子

中小企業の価格交渉権を強化する下請法改正法が成立

～賃上げの持続化と対等な取引環境の実現へ～

2025年6月、「下請法」（正式名称：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）の改正法が成立した。本改正は、大企業による一方的な価格設定を防止し、中小企業が正当な取引価格を獲得できる環境を整備するものである。あわせて物流業など新たな分野も保護対象に加えるなど、制度の実効性が大きく高められている。

改正の背景には、原材料費やエネルギーコスト、人件費の上昇を中小企業が十分に価格へ転嫁できない現状がある。とりわけ近年は、賃上げや人材確保が急務とされる中、下請構造における不公正な取引慣行（いわゆる「下請けいじめ」）が、中小事業者の経営と従業員の労働条件の双方に悪影響を及ぼしてきた。こうした課題に対応するため、政府は本法改正を通じて取引の対等性を制度上確保し、賃上げの持続的実現を支える基盤整備を行ったものである。

また、法律上の用語も見直され、「下請け事業者」は「中小受託事業者」、「親事業者」は「委託事業者」へと変更されるなど、従来の上下関係を前提としない表現に改められた。これにより、制度理念としても対等なパートナーシップの確立が強調されている。今後、実務対応には早期の体制整備と労使の情報共有が求められる。

【改正の主なポイント】

① 価格交渉の義務化

大企業（委託事業者）は、中小企業（中小受託事業者）と十分な協議を行わずに取引価格を決定することが禁止される。価格交渉が法的義務となり、原材料費や人件費の上昇分を価格に転嫁しやすくなることで、労働者への賃金改善が期待される。

② 物流業者との取引を新たに対象化

これまで下請法の対象外であった荷主と運送事業者の取引も保護対象とされる。運賃の買いたたきを抑止し、物流業界の収益性改善と人手不足解消に資する措置である。

③ 用語および法律名称の変更

「下請け事業者」は「中小受託事業者」に、「親事業者」は「委託事業者」に変更され、法律名称からも「下請け」の文言が削除される。従来の上下関係的な構造を改め、対等な取引関係を前提とする理念が打ち出された。

④ 法の適用基準に「従業員数」を追加

これまで資本金の額で適用対象が決まっていたが、改正により従業員数が新たな基準として加えられる。製造業では従業員300人超と300人以下の関係、サービス業では100人超と100人以下の関係が対象となる。

(参考URL)

- ・中小企業庁「下請法制度概要」：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>
- ・公正取引委員会「下請法の概要」：https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

(担当：政策政治局 小笠原)